

我が国における難民庇護の状況等

(人)

	申請数	難 民		その他の 庇 護 (注3)	難民及びそ の他の庇護 合計
		定住難民 (注1)	認定難民 (注2)		
昭和57～63年	814	5,921	192 ()		6,113
平成元年	50	461	2 ()		463
2年	32	734	2 ()		736
3年	42	780	1 ()	7	788
4年	68	792	3 ()	2	797
5年	50	558	6 ()	3	567
6年	73	456	1 ()	9	466
7年	52	231	2 (1)	3	236
8年	147	151	1 ()	3	155
9年	242	157	1 ()	3	161
10年	133	132	16 (1)	42	190
11年	260	158	16 (3)	44	218
12年	216	135	22 ()	36	193
13年	353	131	26 (2)	67	224
14年	250	144	14 ()	40	198
15年	336	146	10 (4)	16	172
16年	426	144	15 (6)	9	168
17年	384	88	46 (15)	97	231
18年	954		34 (12)	53	87
19年	816		41 (4)	88	129
20年	1,599		57 (17)	360	417
21年	1,388		30 (8)	501	531
22年	1,202	27	39 (13)	363	429
23年	1,867	18	21 (14)	248	287
24年	2,545	0	18 (13)	112	130
25年	3,260	18	6 (3)	151	175
26年	5,000	23	11 (5)	110	144
27年	7,586	19	27 (8)	79	125
28年	10,901	18	28 (2)	97	143
29年	19,629	29	20 (1)	45	94
合 計	60,675	11,471	708 (132)	2,588	14,767

(注1)

「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び昭和55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年12月16日及び同26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民）であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者（認定難民）もあり、合計欄では重複して計上されている。

(注2)

「認定難民」とは、入管法の規定に基づき、難民として認定された者の数である（カッコ内は、難民不認定とされた者の中から不服申立ての結果認定された数であり、内数）。なお、一次審査で「その他の庇護」を受けた後、不服申立てで条約難民として認定された者（認定難民）については、重複して計上されている。

(注3)

「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされた者のうち、入管法第61条の2の2第2項により在留特別許可を受けた者など人道上の配慮を理由に在留が認められ在留許可を受けた者の数である。